

令和 8 年 第 2 回

かつらぎ町議会定例会（9 月会議）

議

案

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

令和8年第2回かつらぎ町議会定例会（9月会議）付議事件

議案第 65 号	かつらぎ町公平委員会委員の選任について	1
議案第 66 号	かつらぎ町公平委員会委員の選任について	2
議案第 67 号	かつらぎ町公平委員会委員の選任について	3
議案第 68 号	かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について	4
議案第 69 号	かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定 について	5
議案第 70 号	かつらぎ町立図書館基金条例制定について	7
議案第 71 号	かつらぎ町子ども医療費給付条例及びかつらぎ町ひとり親家庭 医療費給付条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第 72 号	かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第 73 号	かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第 74 号	かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第 75 号	かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正 する条例制定について	24
議案第 76 号	かつらぎ町農業人材育成基金条例制定について	26
議案第 77 号	かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例を 廃止する条例制定について	28
議案第 78 号	かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 及びかつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例 制定について	30
議案第 79 号	工事請負契約の締結について	32
議案第 80 号	工事請負契約の締結について	33
議案第 81 号	工事請負契約の締結について	34
議案第 82 号	工事請負契約の締結について	35
議案第 83 号	物品売買契約の締結について	36
議案第 84 号	物品売買契約の締結について	37
議案第 85 号	物品売買契約の締結について	38
議案第 86 号	令和7年度かつらぎ町一般会計決算認定について	39
議案第 87 号	令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計決算認定 について	40
議案第 88 号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計決算認定 について	41
議案第 89 号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計決算 認定について	42

議案第 90 号	令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計決算認定 について	43
議案第 91 号	令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計決算認定 について	44
議案第 92 号	令和7年度かつらぎ町水道事業会計決算認定 について	45
議案第 93 号	令和7年度かつらぎ町下水道事業会計決算認定 について	46
議案第 94 号	令和7年度かつらぎ町下水道事業会計資本金の額の減少 について	47
議案第 95 号	令和8年度かつらぎ町一般会計補正予算（第3号）	49
議案第 96 号	令和8年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算 （第1号）	77
議案第 97 号	令和8年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）	82
議案第 98 号	令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	92
議案第 99 号	令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	97
議案第100号	令和8年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第2号）	110
議案第101号	令和8年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第2号）	123

議案第 65 号

かつらぎ町公平委員会委員の選任について

下記の者を、かつらぎ町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

きた やま しげ き
北 山 茂 樹

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和8年9月30日、北山茂樹委員任期満了のため。

議案第 66 号

かつらぎ町公平委員会委員の選任について

下記の者を、かつらぎ町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

しょう じ まさる
庄 司 勝

生年月日

[REDACTED]

提案理由

令和8年9月30日、庄司勝委員任期満了のため。

議案第 67 号

かつらぎ町公平委員会委員の選任について

下記の者を、かつらぎ町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

得

住所

氏 名 おく 奥 だ 田 き 早 き 希

生年月日

提案理由

令和8年9月30日、奥田早希委員任期満了のため。

議案第 68 号

かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を、かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 まつ もと けん いち
松 本 兼 一

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和8年9月27日、松本兼一委員任期満了のため。

議案第 69 号

かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
制定について

かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例（平成4年かつらぎ町条例第18号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

かつらぎ町認可地縁団体印鑑条例（平成 4 年かつらぎ町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 3 項中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

かつらぎ町立図書館基金条例制定について

かつらぎ町立図書館基金条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町立図書館基金条例（案文別記）

2 提案理由

かつらぎ町立図書館の蔵書等の充実を図るため、寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の財源に充てる基金の設置及びその管理・運営について必要な事項を定めるため、条例制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町立図書館基金条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町立図書館基金条例

(設置)

第 1 条 かつらぎ町立図書館の蔵書等の充実を図るため、かつらぎ町立図書館基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的に係る事業の財源に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

かつらぎ町子ども医療費給付条例及びかつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町子ども医療費給付条例（昭和18年かつらぎ町条例第46号）及びかつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例（平成19年かつらぎ町条例第31号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町子ども医療費給付条例及びかつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町子ども医療費給付条例及びかつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町子ども医療費給付条例及びかつらぎ町ひとり親家庭
医療費給付条例の一部を改正する条例

(かつらぎ町子ども医療費給付条例の一部改正)

第 1 条 かつらぎ町子ども医療費給付条例（平成 1 8 年かつらぎ町条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例の一部改正)

第 2 条 かつらぎ町ひとり親家庭医療費給付条例（平成 1 9 年かつらぎ町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 72 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）」を「満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「（入所定員が20人以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育

等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」の次に「第1号」を加える。

第48条中「第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「第4号において同じ。）」とする」に改める。

附則第3条中「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 73 号

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年かつらぎ町条例第52号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年かつらぎ町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 74 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正
するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かつらぎ町条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条―」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「(同項第3号に掲げる事業を除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「利用の申込みに係る法第19条第1号に

掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「同条」を「同令」に、「附則第3条」を「附則第4条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。）を除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「以下この章において同じ。」を「以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2項に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の

同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供」を「当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）の提供」に、「その他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。」を「その他の法第19条第3項に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。」に改め、同条第7項中「施設のうち、次に掲げるもの」を「施設のうち次に掲げるもの」に、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条中第1項及び第2項ただし書き並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」を「教育認定子どもを除く。」に改め、「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」とを「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第25条中「各号（幼保連携認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」とに改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第

2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条」を「第52条」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項）を「次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項）に、「次条」を「第52条」に、「以下この章において同じ。）を「以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」とする。

も又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条）を「満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条）に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 75 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）
の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

かつらぎ町農業人材育成基金条例制定について

かつらぎ町農業人材育成基金条例を次の理由により、別案のとおり制定するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町農業人材育成基金条例（案文別記）

2 提案理由

本町農業の振興及び持続的な発展に資する活動を支援するために寄附された寄附金を、適正に管理し、当該事業の財源に充てる基金の設置及び管理・運営について必要な事項を定めるため、条例制定いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町農業人材育成基金条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町農業人材育成基金条例

(設置)

第 1 条 本町農業の振興及び持続的な発展に資する活動を支援するために、かつらぎ町農業人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的に係る事業の財源に充てるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例を廃止
する条例制定について

かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年かつらぎ町条例第6号）を次の理由により、廃止するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案文別記）
- 2 提案理由
田舎暮らし体験住宅を廃止するため、条例を廃止いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

かつらぎ町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 9 年か
つらぎ町条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及びかつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成10年かつらぎ町条例第1号）及びかつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及びかつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
下志賀飲料水供給施設の受入れに伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及びかつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及びかつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成10年かつらぎ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

下志賀飲料水供給施設	志賀、日高のうち給水可能な区域	83	50
------------	-----------------	----	----

(かつらぎ町水道事業給水条例の一部改正)

第2条 かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項の表に次のように加える。

下志賀飲料水供給施設	250,000	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額
------------	---------	------------	------------	------------	------------	------------

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 79 号

工事請負契約の締結について

令和8年7月29日付け指名競争入札に付した、かつらぎ町大字三谷地内、令和8年度 三谷公民館整備事業 三谷公民館建替整備工事（建築）については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和8年度
三谷公民館整備事業
三谷公民館建替整備工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 281,050,000円 |
| 4 契約の相手先 | 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2512番地
株式会社 中井組
代表取締役 中井 崇義 |
| 5 支出科目 | 10款 教育費
5項 社会教育費
5目 公民館管理費
14節 工事請負費 |

工事請負契約の締結について

令和8年7月29日付け指名競争入札に付した、かつらぎ町大字三谷地内、令和8年度 三谷公民館整備事業 三谷公民館建替整備工事（電気設備）については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和8年度
三谷公民館整備事業
三谷公民館建替整備工事（電気設備） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 67,822,700円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 先 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺126番地の36
中谷電気工事 株式会社
代表取締役 中谷 啓二 |
| 5 | 支 出 科 目 | 10款 教育費
5項 社会教育費
5目 公民館管理費
14節 工事請負費 |

議案第 81 号

工事請負契約の締結について

令和8年7月29日付け指名競争入札に付した、かつらぎ町大字三谷地内、令和8年度 三谷公民館整備事業 三谷公民館建替整備工事（機械設備）については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和8年度
三谷公民館整備事業
三谷公民館建替整備工事（機械設備） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 66,532,400円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 先 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2237番7
株式会社 紀北環境衛生センター
代表取締役 田中 崇恵 |
| 5 | 支 出 科 目 | 10款 教育費
5項 社会教育費
5目 公民館管理費
14節 工事請負費 |

議案第 82 号

工事請負契約の締結について

令和8年7月29日付け指名競争入札に付した、かつらぎ町大字笠田東地内、令和8年度 笠田小学校空調機器更新工事については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 令和8年度
笠田小学校空調機器更新工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 67,111,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 先 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺126番地の36
中谷電気工事 株式会社
代表取締役 中谷 啓二 |
| 5 | 支 出 科 目 | 10款 教育費
2項 小学校費
2目 小学校管理費
14節 工事請負費 |

議案第 83 号

物品売買契約の締結について

令和8年7月29日付け指名競争入札に付した、令和8年度 小型動力消防ポンプの購入については、下記のとおり売買契約を締結するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和8年度
小型動力消防ポンプ購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 10,318,000円 |
| 4 契約の相手先 | 和歌山県和歌山市蔵小路16番地
有限会社 和歌山防火協会
代表取締役 山本 幹哉 |
| 5 支出科目 | 9 款 消防費
1 項 消防費
4 目 消防施設整備費
17 節 備品購入費 |

議案第 84 号

物品売買契約の締結について

令和8年7月29日付け指名競争入札に付した、令和8年度 消防ポンプ自動車の購入については、下記のとおり売買契約を締結するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和8年度
消防ポンプ自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 25,410,000円 |
| 4 契約の相手先 | 和歌山県和歌山市蔵小路16番地
有限会社 和歌山防火協会
代表取締役 山本 幹哉 |
| 5 支出科目 | 9 款 消防費
1 項 消防費
4 目 消防施設整備費
17 節 備品購入費 |

議案第 85 号

物品売買契約の締結について

令和8年度 商品券の購入については、下記のとおり売買契約を締結するものとする。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和8年度
商品券購入 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 16,935,000 円 |
| 4 | 契約の相手先 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野881番地の1
株式会社オークワ かつらぎ店
店長 中川 寛之 |
| 5 | 支出科目 | 3 款 民生費
1 項 社会福祉費
1 目 社会福祉総務費
19 節 扶助費 |

議案第 86 号

令和 7 年度かつらぎ町一般会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かつらぎ町一般会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 87 号

令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 88 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 89 号

令和 7 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計
決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 90 号

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 91 号

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 92 号

令和7年度かつらぎ町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度かつらぎ町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 93 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度かつらぎ町下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見書（写）を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

議案第 94 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計資本金の額の減少について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第4項の規定により、資本金492,046,180円のうち15,180,399円を減少し、未処理欠損金を補填することについて、議会の議決を求める。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

令和7年度決算において生じた当年度未処理欠損金を補填したい。

令和7年度 かつらぎ町下水道事業欠損金処理計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(税抜、単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	492,046,180	54,783,961	△15,180,399
議会の議決による処理額	△15,180,399	0	15,180,399
減資による欠損補填	△15,180,399	0	15,180,399
処理後残高	476,865,781	54,783,961	(繰越欠損金) 0

議案第 95 号

令和8年度かつらぎ町一般会計補正予算（第3号）

令和8年度かつらぎ町一般会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ341,914千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,782,104千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

地方交付税、補助金の決定及び基金積立金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第3号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,015,520	51,893	2,067,413
	1 町 民 税	739,529	23,821	763,350
	2 固定資産税	973,357	28,072	1,001,429
10 地方特例交付金		17,600	16,676	34,276
	1 地方特例交付金	17,600	16,676	34,276
11 地方交付税		4,217,000	24,133	4,241,133
	1 地方交付税	4,217,000	24,133	4,241,133
16 県支出金		666,671	1,049	667,720
	1 県負担金	409,305	49	409,354
	2 県補助金	240,148	1,000	241,148
17 財産収入		89,081	433	89,514
	2 財産運用収入	38,034	433	38,467
18 寄 附 金		422,210	8,000	430,210
	1 寄 附 金	422,210	8,000	430,210
19 繰 入 金		953,544	△8,264	945,280
	1 特別会計繰入金	191	36,636	36,827
	2 基金繰入金	953,353	△44,900	908,453

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20繰越金		100,000	241,056	341,056
	1繰越金	100,000	241,056	341,056
21諸収入		139,322	1,938	141,260
	5雑入	133,243	1,938	135,181
22町債		1,057,600	5,000	1,062,600
	1町債	1,057,600	5,000	1,062,600
補正されなかった款項にかかる分		1,761,642		1,761,642
歳入合計		11,440,190	341,914	11,782,104

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,484,568	△13,052	1,471,516
	1総務管理費	1,268,402	△13,065	1,255,337
	2徴税費	125,575	△3	125,572
	4選挙費	37,709	16	37,725
3民生費		3,360,825	34,939	3,395,764
	1社会福祉費	2,176,441	27,553	2,203,994

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	1,173,454	7,386	1,180,840
4 衛生費		893,833	19,934	913,767
	1 保健衛生費	479,721	875	480,596
	2 清掃費	414,112	19,059	433,171
6 農林水産業費		372,669	△153	372,516
	1 農業費	292,033	△153	291,880
7 商工費		155,489	△119	155,370
	1 商工費	94,470	△119	94,351
8 土木費		857,953	5,151	863,104
	1 土木管理費	39,837	30	39,867
	2 道路橋梁費	335,831	5,283	341,114
	4 都市計画費	368,332	△172	368,160
	5 住宅費	83,195	10	83,205
9 消防費		539,952	27	539,979
	1 消防費	539,952	27	539,979
10 教育費		1,630,103	6,848	1,636,951
	1 教育総務費	377,410	760	378,170

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	38,708	5,296	44,004
	5 社会教育費	731,830	792	732,622
1 2 公債費		1,393,915	△11,160	1,382,755
	1 公債費	1,393,915	△11,160	1,382,755
1 3 諸支出金		517,394	299,433	816,827
	1 基金費	517,394	299,433	816,827
1 4 予備費		30,350	66	30,416
	1 予備費	30,350	66	30,416
補正されなかった款項にかかる分		203,139		203,139
歳出合計		11,440,190	341,914	11,782,104

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 3 号）

1.総括表

(歳入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
1 町 税	2,015,520	51,893	2,067,413	
10 地方特例交付金	17,600	16,676	34,276	
11 地方交付税	4,217,000	24,133	4,241,133	
16 県支出金	666,671	1,049	667,720	
17 財産収入	89,081	433	89,514	
18 寄 附 金	422,210	8,000	430,210	
19 繰 入 金	953,544	△8,264	945,280	
20 繰 越 金	100,000	241,056	341,056	
21 諸 収 入	139,322	1,938	141,260	
22 町 債	1,057,600	5,000	1,062,600	
補正されなかった款項にかかる分	1,761,642		1,761,642	
歳 入 合 計	11,440,190	341,914	11,782,104	

(歳出)		(単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	
				国県支出金	その他
2 総 務 費	1,484,568	△13,052	1,471,516		
					△13,052

3 民 生 費	3,360,825	34,939	3,395,764	1,000			33,939
4 衛 生 費	893,833	19,934	913,767				19,934
6 農林水産業費	372,669	△153	372,516				△153
7 商 工 費	155,489	△119	155,370				△119
8 土 木 費	857,953	5,151	863,104		5,000		151
9 消 防 費	539,952	27	539,979				27
10 教 育 費	1,630,103	6,848	1,636,951				6,848
12 公 債 費	1,393,915	△11,160	1,382,755				△11,160
13 諸支出金	517,394	299,433	816,827			8,433	291,000
14 予 備 費	30,350	66	30,416				66
補正されなかった款項にかかる分	203,139		203,139				
歳 出 合 計	11,440,190	341,914	11,782,104	1,000	5,000	8,433	327,481

1. 歳入

町 税 補正第 3号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1		町 税	千円 2,015,520	千円 51,893	千円 2,067,413		千円	千円
	1	町 民 税	739,529	23,821	763,350			
		1 個 人	649,973	23,821	673,794			
						1 現年課税分	23,821	均等割 20,605-21,317 所得割 643,242-618,709
	2	固定資産税	973,357	28,072	1,001,429			
		1 固定資産税	972,607	28,072	1,000,679			
						1 現年課税分	28,072	現年課税分 996,268-968,196
10		地方特例交付金	17,600	16,676	34,276			
	1	地方特例交付金	17,600	16,676	34,276			
		1 地方特例交付金	17,600	16,676	34,276			
						1 地方特例交付金	16,676	34,276-17,600
11		地方交付税	4,217,000	24,133	4,241,133			
	1	地方交付税	4,217,000	24,133	4,241,133			
		1 地方交付税	4,217,000	24,133	4,241,133			

地方交付税

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 地方交付税	24,133 千円	普通地方交付税 3,802,133-3,778,000 千円
16		県支出金	666,671	1,049	667,720			
	1	県負担金	409,305	49	409,354			
		4 教育費県負担金	10,512	49	10,561			
						1 こどものための教育・保育給付費負担金	49	こどものための教育・保育給付費負担金 10,477-10,428
2		県補助金	240,148	1,000	241,148			
		2 民生費県補助金	76,062	1,000	77,062			
						20 中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金	1,000	1,000-0
17		財産収入	89,081	433	89,514			
	2	財産運用収入	38,034	433	38,467			
		1 利子及び配当金	23,531	433	23,964			
						1 利子及び配当金	433	庁舎建設基金預金利子 3,826-3,414 かつらぎ町農業人材育成基金預金利子 8-0 412 8

財産収入

補正第 3号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円		千円	かつらぎ町立図書館基金預金利子 13-0
18		寄附金	422,210	8,000	430,210			
	1	寄附金	422,210	8,000	430,210			
		4 農林水産業費寄附金		3,000	3,000			
						1 農林水産業費寄附金	3,000	かつらぎ町農業人材育成基金寄附金 3,000-0
		5 教育費寄附金		5,000	5,000			
						1 教育費寄附金	5,000	かつらぎ町立図書館基金寄附金 5,000-0
19		繰入金	953,544	△8,264	945,280			
	1	特別会計繰入金	191	36,636	36,827			
		1 国民健康保険事業会計繰入金	189	2,216	2,405			
						1 国民健康保険事業会計繰入金	2,216	2,405-189
		2 後期高齢者医療事業会計繰入金	1	2,051	2,052			

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 後期高齢者医療事業会計繰入金	2,051	2,052-1 千円
		3 介護保険事業会計繰入金	1	23,108	23,109			
						1 介護保険事業会計繰入金	23,108	23,109-1
		4 下水道事業会計繰入金		9,261	9,261			
						1 下水道事業会計繰入金	9,261	9,261-0
	2	基金繰入金	953,353	△44,900	908,453			
		1 基金繰入金	953,353	△44,900	908,453			
						1 財政調整基金繰入金	△44,900	495,300-540,200
20		繰越金	100,000	241,056	341,056			
	1	繰越金	100,000	241,056	341,056			
		1 繰越金	100,000	241,056	341,056			
						1 繰越金	241,056	341,056-100,000

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
21		諸 収 入	千円 139,322	千円 1,938	千円 141,260		千円	千円
	5	雑 入	133,243	1,938	135,181			
		1 雑 入	133,243	1,938	135,181			
						1 雑 入	1,938	地域公共交通活性化協議会負担金返還金
22		町 債	1,057,600	5,000	1,062,600			
	1	町 債	1,057,600	5,000	1,062,600			
		5 土 木 債	183,800	5,000	188,800			
						1 土木債	5,000	緊急自然災害防止対策事業 道路改良事業 84,500-79,500
		歳 入 合 計	11,440,190	341,914	11,782,104			

2. 歳 出

総 務 費

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源				区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
								一般財源				
2		総務費	千円 1,484,568	千円 △13,052	千円 1,471,516	千円	千円	千円	千円 △13,052	千円	千円	千円
	1	総務管理費	1,268,402	△13,065	1,255,337				△13,065			
		1 一般管理費	482,034	△9,896	472,138				△9,896			
										2 給料	△5,071	職員給
										3 職員手当等	△3,175	児童手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当 △70 △770 △100 △2,235
										4 共済費	△1,650	職員共済組合負担金
		5 会計管理費	84,204	△3,169	81,035				△3,169			
										2 給料	△2,169	職員給
										4 共済費	△1,000	職員共済組合負担金
2		徴税費	125,575	△3	125,572				△3			
		1 税務賦課徴収費	125,575	△3	125,572				△3			
										2 給料	△3	職員給
4		選挙費	37,709	16	37,725				16			

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の財源					
												千円	
		1 選挙管理委員会費	千円 9,121	千円 16	千円 9,137	千円	千円	千円	千円 16		千円	千円	
										3 職員手当等	16		期末勤勉手当
3		民 生 費	3,360,825	34,939	3,395,764	1,000			33,939				
	1	社会福祉費	2,176,441	27,553	2,203,994	1,000			26,553				
		1 社会福祉総務費	866,700	△34	866,666				△34				
										22 償還金、利子及び割引料	501		補助金返還金 離島等地域利用者負担軽減措置補助金返還金 金 低所得者介護保険料軽減補助金返還金 236 6 259
										27 繰 出 金	△535		国民健康保険事業特別会計繰出金（職員給与等） 国民健康保険事業特別会計繰出金（財政安定化支援事業） 介護保険事業特別会計繰出金（職員給与与等） 325 △645 △215
		3 老人福祉費	140,213	66	140,279	1,000			△934				

民 生 費

款	項	目	補 正 額 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区 分	金 額	
			千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円	訪問介護事業補助金 中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策 事業補助金	千円 △2,000 2,000	
								22 償還金、利子及び割引料	66	補助金返還金 社会福祉法人等利用者負担軽減措置補助金 返還金	34 32	
		9 重度心身障害児者医療費	34,235	2,517	36,752				2,517			
										22 償還金、利子及び割引料	2,517	補助金返還金
		12 総合支援費	577,985	16,744	594,729				16,744			
										22 償還金、利子及び割引料	16,744	補助金返還金
		13 障害児通所支援費	113,154	8,260	121,414				8,260			
										22 償還金、利子及び割引料	8,260	補助金返還金

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他の財源					
													千円
	2	児童福祉費	千円 1, 173, 454	千円 7, 386	千円 1, 180, 840				千円 7, 386		千円	千円	
		1 児童福祉総務費	139, 419	5, 824	145, 243				5, 824				
											3 職員手当等	88	期末勤勉手当
											18 負担金、補助及び交付金	309	病児保育事業費負担金
											22 償還金、利子及び割引料	5, 427	補助金返還金
	3	養育医療費	2, 252	391	2, 643				391				
										22 償還金、利子及び割引料	391	補助金返還金	
	4	子ども医療費	60, 129	720	60, 849				720				
										22 償還金、利子及び割引料	720	補助金返還金	

民 生 費

款	項	目	補 正 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
						特 定 財 源			一般財源	区	分		金 額
						国県支出金	地方債	その 他					
		5 ひとり親家庭医療費	千円 15,429	千円 451	千円 15,880			千円	千円 451		千円	千円	
										22 償還金、利 子及び割引 料	451	補助金返還金	
4		衛 生 費	893,833	19,934	913,767				19,934				
	1	保健衛生費	479,721	875	480,596				875				
		1 保健衛生総務費	116,670	△158	116,512				△158				
										2 給 料	△158	職員給	
		2 予 防 費	123,200	285	123,485				285				
										22 償還金、利 子及び割引 料	285	補助金返還金	
		3 環境衛生費	137,661	△51	137,610				△51				
										23 投資及び出 資金	357	水道事業会計出資金	
										27 繰 出 金	△408	水道事業会計繰出金	

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の				
		4 母子保健費	千円 31,993	千円 799	千円 32,792	千円	千円	千円	千円 799		千円	千円
										22 償還金、利 子及び割引 料	799	補助金返還金
	2	清掃費	414,112	19,059	433,171				19,059			
		1 清掃総務費	239,780	19,059	258,839				19,059			
										2 給料	7,506	職員給
										3 職員手当等	3,466	扶養手当 児童手当 住居手当 超勤手当 期末勤勉手当
										4 共済費	1,953	職員共済組合負担金
										10 需用費	6,134	ごみ袋購入費
6		農林水産業費	372,669	△153	372,516				△153			
	1	農業費	292,033	△153	291,880				△153			
		1 農業委員会費	34,747	△66	34,681				△66			

農林水産業費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節			説明
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他の						
												千円	千円	
			千円	千円	千円				千円	2 給料	千円 △79	職員給	千円	
										3 職員手当等	13	期末勤勉手当		
	2 農業総務費	43,960	△87	43,873				△87						
										2 給料	△251	職員給		
7										3 職員手当等	164	扶養手当 児童手当	44 120	
		商工費	155,489	△119	155,370				△119					
	1	商工費	94,470	△119	94,351				△119					
		1 商工総務費	85,760	△119	85,641				△119					
8										2 給料	△137	職員給		
										3 職員手当等	18	期末勤勉手当		
		土木費	857,953	5,151	863,104		5,000		151					
	1	土木管理費	39,837	30	39,867				30					
		1 土木総務費	39,837	30	39,867				30					
										3 職員手当等	30	期末勤勉手当		

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の財源				
	2	道路橋梁費	千円 335,831	千円 5,283	千円 341,114	千円	千円 5,000	千円	千円 283		千円	千円
		2 道路維持費	60,732	4,000	64,732			4,000				
									14 工事請負費	4,000	町道維持修繕工事	
		3 道路新設改良費	138,400	5,000	143,400		5,000					
									14 工事請負費	5,000	町道旧県道海南九度山線道路改良工事	
		4 社会資本整備総合交付金事業費	47,221	△6,368	40,853			△6,368				
									2 給料	△3,120	職員給	
									3 職員手当等	△1,948	扶養手当 児童手当 期末勤勉手当	△198 △50 △1,700
									4 共済費	△1,300	職員共済組合負担金	
		5 橋梁維持費	1,000	2,000	3,000			2,000				
								14 工事請負費	2,000	橋梁維持補修工事		
	8	かつらぎ西PA管理費	13,773	651	14,424			651				

土 木 費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節			説明
						特定財源					区分	金額	額	
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源					
										千円				
			千円	千円	千円				千円	10需用費	千円651	修繕費	千円	
	4	都市計画費	368,332	△172	368,160				△172					
		1都市計画総務費	226,252	△172	226,080				△172					
										23投資及び出資金	146	下水道事業会計出資金		
										27繰出金	△318	下水道事業会計繰出金		
	5	住宅費	83,195	10	83,205				10					
		1住宅管理総務費	16,530	10	16,540				10					
										3職員手当等	10	期末勤勉手当		
9		消防費	539,952	27	539,979				27					
	1	消防費	539,952	27	539,979				27					
		2非常備消防費	131,269	27	131,296				27					
										3職員手当等	27	期末勤勉手当		
10		教育費	1,630,103	6,848	1,636,951				6,848					

教 育 費

補 正 第 3 号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明		
						特定財源			一般財源	区分	金額				
						国県支出金	地方債	その他の							
												千円		千円	千円
	1	教育総務費	千円 377,410	千円 760	千円 378,170		千円	千円 760		千円		千円			
	2	事務局費	115,005	320	115,325			320							
										3	職員手当等	320		扶養手当 児童手当 期末勤勉手当	81 50 189
		3	教育諸費	77,861	440	78,301			440						
	4									13	使用料及び賃借料	440	校務ネットワークシステムクラウド更新料		
		幼稚園費	38,708	5,296	44,004			5,296							
		1	幼稚園総務費	38,151	5,296	43,447			5,296						
										22	償還金、利子及び割引料	5,296	補助金返還金		
5		社会教育費	731,830	792	732,622			792							
	1	社会教育総務費	98,514	374	98,888			374							
									3	職員手当等	374	扶養手当 期末勤勉手当	341 33		

教 育 費

款	項	目	補 正 額 の	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
						国県支出金	地方債	その他の				
		2 社会教育諸 費	千円 45,497	千円 418	千円 45,915	千円	千円	千円	千円 418		千円	千円
12		公 債 費	1,393,915	△11,160	1,382,755				△11,160			
	1	公 債 費	1,393,915	△11,160	1,382,755				△11,160			
		1 元 金	1,303,344	△4,749	1,298,595				△4,749			
										22 償還金、利 子及び割引 料	△4,749	通常償還元金
		2 利 子	90,571	△6,411	84,160				△6,411			
										22 償還金、利 子及び割引 料	△6,411	通常償還利子
13		諸支出金	517,394	299,433	816,827			8,433	291,000			
	1	基 金 費	517,394	299,433	816,827			8,433	291,000			
		2 財政調整基 金費	60,367	121,000	181,367				121,000			
										24 積 立 金	121,000	決算剰余金積立金

諸支出金

補正第 3号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
												千円	
		3 庁舎建設基金費	千円 3,414	千円 170,412	千円 173,826		千円	千円 170,000		千円		千円	
		17 かつらぎ町農業人材育成基金費		3,008	3,008			3,008					
		18 かつらぎ町立図書館基金費		5,013	5,013			5,013					
14		予備費	30,350	66	30,416				66				
	1	予備費	30,350	66	30,416				66				
		1 予備費	30,350	66	30,416				66				
		歳出合計	11,440,190	341,914	11,782,104	1,000	5,000	8,433	327,481				

第 2 表 地方債補正

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
緊急自然災害防止対策事業(道路改良)	千円 79,500	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	千円 84,500	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。

給 与 費 明 細 書

(一般)

2. 一 般 職

(1) 総 括

区分	職員数	給 与			費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	人 288	千円 193,847	千円 738,380	千円 537,493	千円 1,469,720	千円 1,788,078	
補正前	288	193,847	741,862	538,090	1,473,799	1,794,154	
比較			△ 3,482	△ 597	△ 4,079	△ 6,076	
職員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	20,802	375,993	26,446	6,632	501	141
	補正前	20,307	377,020	26,546	7,232	501	141
	比較	495	△ 1,027	△ 100	△ 600	425	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	13,015	1,851	2,410	1,000	537,493	
	補正前	12,805	1,851	2,410	1,000	538,090	
	比較	210				△ 597	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 3,482		人事異動等に伴う職員給料減	
職員手当	△ 597		人事異動等に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,493
補正前	6,515

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費		
補正後	人 185	千円	千円 738,380	千円 462,756	千円 1,201,136	千円 270,277	千円 1,471,413	
補正前	185		741,862	463,353	1,205,215	272,274	1,477,489	
比較			△ 3,482	△ 597	△ 4,079	△ 1,997	△ 6,076	
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	20,802	306,882	20,820	6,632	501	77,182	141
	補正前	20,307	307,909	20,920	7,232	501	76,757	141
	比較	495	△ 1,027	△ 100	△ 600		425	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
職員手当		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	13,015	1,851	2,410	1,000			462,756
	補正前	12,805	1,851	2,410	1,000			463,353
	比較	210						△ 597

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 3,482	人事異動等に伴う職員給料減	
職員手当	△ 597	人事異動等に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,493
補正前	6,515

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料				与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	計	共 済 費		
補正後	103	193,847	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前	103	193,847		74,737	268,584	48,081	316,665		
比較				74,737	268,584	48,081	316,665		
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		69,111	5,626					
	比較		69,111	5,626					
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前								74,737
	比較								74,737

議案第 96 号

令和8年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第1号）

令和8年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第1号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ494千円を追加し、歳入歳出それぞれ266,856千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

償還金利子及び前年度繰越金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第1号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		45,289	418	45,707
	1 一般会計繰入金	45,289	418	45,707
4 繰越金		1	76	77
	1 繰越金	1	76	77
補正されなかった款項にかかる分		221,072		221,072
歳入合計		266,362	494	266,856

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公債費		5,975	494	6,469
	1 公債費	5,975	494	6,469
補正されなかった款項にかかる分		260,387		260,387
歳出合計		266,362	494	266,856

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 1 号）

1.総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2繰入金	45,289	418	45,707
4繰越金	1	76	77
補正されなかった款項にかかる分	221,072		221,072
歳入合計	266,362	494	266,856

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
3公債費	5,975	494	6,469			494
補正されなかった款項にかかる分	260,387		260,387			
歳出合計	266,362	494	266,856			494

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2		繰入金	千円 45,289	千円 418	千円 45,707		千円	千円
	1	一般会計繰入金	45,289	418	45,707			
		1 一般会計繰入金	45,289	418	45,707			
						1 一般会計繰入金	418	
4		繰越金	1	76	77			
	1	繰越金	1	76	77			
		1 繰越金	1	76	77			
						1 繰越金	76	前年度繰越金
		歳入合計	266,362	494	266,856			

2. 歳 出

公 債 費

補 正 第 1 号

款	項	目	補 正 額 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
						特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
						国県支出金	地方債	そ の 他					
												千円	
3		公 債 費	千円 5,975	千円 494	千円 6,469	千円		千円	千円 494		千円	千円	
	1	公 債 費	5,975	494	6,469				494				
		2 利 子	5,975	494	6,469				494	22 償還金、利 子及び割引 料			通常償還利子
		歳 出 合 計	266,362	494	266,856				494				

議案第 97 号

令和8年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ32,745千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,412,940千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金及び保険給付費等交付金の精算を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		200,885	△320	200,565
	1 他会計繰入金	170,885	△320	170,565
6 繰越金		2,000	24,657	26,657
	1 繰越金	2,000	24,657	26,657
7 諸収入		4,703	8,408	13,111
	2 雑入	1,116	8,408	9,524
補正されなかった款項にかかると分		2,172,607		2,172,607
歳入合計		2,380,195	32,745	2,412,940

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,264	325	35,589
	1 総務管理費	33,227	325	33,552
6 諸支出金		5,965	32,420	38,385
	1 償還金及び還付加算金	2,601	9,126	11,727
	3 繰出金	189	2,216	2,405
	5 基金費	2,474	21,078	23,552

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款項にかかると分			2,338,966		2,338,966
歳出合計			2,380,195	32,745	2,412,940

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

(歳入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
5繰入金	200,885	△320	200,565	
6繰越金	2,000	24,657	26,657	
7諸収入	4,703	8,408	13,111	
補正されなかった款項にかかる分	2,172,607		2,172,607	
歳入合計	2,380,195	32,745	2,412,940	

(歳出)		(単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
1総務費	35,264	325	35,589			325
6諸支出金	5,965	32,420	38,385			32,420
補正されなかった款項にかかる分	2,338,966		2,338,966			
歳出合計	2,380,195	32,745	2,412,940			32,745

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
5		繰入金	千円 200,885	千円 △320	千円 200,565		千円	千円
	1	他会計繰入金	170,885	△320	170,565			
		1 一般会計繰入金	170,885	△320	170,565			
						2 職員給与費等繰入金	325	34,046-33,721
						3 財政安定化支援事業繰入金	△645	17,465-18,110
6		繰越金	2,000	24,657	26,657			
	1	繰越金	2,000	24,657	26,657			
		1 繰越金	2,000	24,657	26,657			
						1 繰越金	24,657	前年度繰越金
7		諸収入	4,703	8,408	13,111			
	2	雑入	1,116	8,408	9,524			
		3 雑入	720	8,408	9,128			
						1 償還金	8,408	保険給付費返還金 8,409-1
		歳入合計	2,380,195	32,745	2,412,940			

2. 歳 出

総 務 費

補 正 第 2 号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節			説明		
						特定財源			一般財源	区分	金額					
						国県支出金	地方債	その他の								
												千円	千円		千円	
1		総務費	千円 35,264	千円 325	千円 35,589		千円		千円 325		千円		千円			
	1	総務管理費	33,227	325	33,552				325							
		1 一般管理費	27,353	325	27,678				325							
6												3 職員手当等	325	住居手当 通勤手当 期末勤勉手当	162 70 93	
		諸支出金	5,965	32,420	38,385				32,420							
	1	償還金及び 還付加算金	2,601	9,126	11,727				9,126							
3		2 償還金	1	9,126	9,127				9,126							
										22 償還金、利 子及び割引 料	9,126		9,016 110	保険給付費等交付金返還金 補助金返還金		
		繰出金	189	2,216	2,405				2,216							
5		1 一般会計繰 出金	189	2,216	2,405				2,216							
										27 繰出金	2,216		一般会計繰出金			
		基金費	2,474	21,078	23,552				21,078							

諸支出金

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源	区	分	金		額
		1 国民健康保険事業基金費	千円 2,474	千円 21,078	千円 23,552	千円	千円	千円	千円 21,078		千円	千円		
										24 積立金	21,078	かつらぎ町国民健康保険事業基金積立金 8,749 決算剰余金積立金 12,329		
		歳出合計	2,380,195	32,745	2,412,940									

給 与 費 明 細 書

(国民健康保険事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当				
補正後	人 4	千円 2,621	千円 10,434	千円 7,104	千円 4,295	千円 24,454		
補正前	4	2,621	10,434	6,779	4,295	24,129		
比較				325		325		
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	管理職手当
	補正後	千円 312	千円 5,421	千円 224	千円 162	千円 27	千円 658	千円
	補正前	312	5,328	154		27	658	
	比較		93	70	162			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円 300	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	300						7,104
	比較							6,779
								325

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当	325	職員の異動等に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,507
補正前	5,398

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費		
補正後	人 3	千円 3	千円 10,434	千円 6,086	千円 16,520	千円 3,598	千円 20,118	
補正前	3		10,434	5,761	16,195	3,598	19,793	
比較				325	325		325	
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円 312	千円 4,405	千円 222	千円 162	千円 27	千円 658	千円
	補正前	312	4,312	152		27	658	
	比較		93	70	162			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円 300	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	300						6,086
	比較							5,761
								325

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	325	職員の異動等に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,507
補正前	5,398

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	人 1	千円 2,621	千円	千円 1,018	千円 3,639	千円 4,336	
補正前	1	2,621		1,018	3,639	4,336	
比較							
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円	千円 1,016	千円	千円	千円	千円
	補正前		1,016	2			
	比較			2			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前						1,018
	比較						1,018

議案第 98 号

令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,603千円を追加し、歳入歳出それぞれ698,885千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金及び一般会計繰出金を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	9,603	9,604
	1 繰越金	1	9,603	9,604
補正されなかった款項にかかる分		689,281		689,281
歳入合計		689,282	9,603	698,885

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		152	2,087	2,239
	1 償還金及び還付加算金	151	36	187
	2 繰出金	1	2,051	2,052
4 予備費		1,000	7,516	8,516
	1 予備費	1,000	7,516	8,516
補正されなかった款項にかかる分		688,130		688,130
歳出合計		689,282	9,603	698,885

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4繰越金	1	9,603	9,604
補正されなかった款項にかかる分	689,281		689,281
歳入合計	689,282	9,603	698,885

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
				特 定 財 源			そ の 他	
				国 県 支 出 金	地 方 債			
3 諸支出金	152	2, 087	2, 239					2, 087
4 予 備 費	1, 000	7, 516	8, 516					7, 516
補正されなかった款項にかかる分	688, 130		688, 130					
歳 出 合 計	689, 282	9, 603	698, 885					9, 603

1. 歳入

繰越金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
4		繰越金	千円 1	千円 9,603	千円 9,604		千円	千円
	1	繰越金	1	9,603	9,604			
		1 繰越金	1	9,603	9,604			
						1 繰越金	9,603	前年度繰越金
		歳入合計	689,282	9,603	698,885			

2. 歳 出

諸支出金

補正第 2号

款	項	目	補正額 の	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
												千円	
3		諸支出金	千円 152	千円 2,087	千円 2,239				千円 2,087		千円	千円	
	1	償還金及び 還付加算金	151	36	187				36				
		1 保険料還付 金	150	36	186				36				
										22 償還金、利 子及び割引 料	36 保険料還付金		
	2	繰出金	1	2,051	2,052				2,051				
		1 一般会計繰 出金	1	2,051	2,052				2,051				
4										27 繰 出 金	2,051 一般会計繰出金		
		予 備 費	1,000	7,516	8,516				7,516				
	1	予 備 費	1,000	7,516	8,516				7,516				
		1 予 備 費	1,000	7,516	8,516				7,516				
		歳 出 合 計	689,282	9,603	698,885				9,603				

議案第 99 号

令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ73,227千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,841,876千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

前年度繰越金及び介護給付費等負担金返還金等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		708,796	1,734	710,530
	1 国庫負担金	441,556	△1	441,555
	2 国庫補助金	267,240	1,735	268,975
4 支払基金交付金		699,917	1,836	701,753
	1 支払基金交付金	699,917	1,836	701,753
5 県支出金		404,870	1,749	406,619
	1 県負担金	383,564	△1	383,563
	2 県補助金	21,306	1,750	23,056
7 繰入金		527,020	△215	526,805
	1 一般会計繰入金	458,184	△215	457,969
8 繰越金		11	68,123	68,134
	1 繰越金	11	68,123	68,134
補正されなかった款項にかかる分		428,035		428,035
歳入合計		2,768,649	73,227	2,841,876

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,975	△215	78,760
	1 総務管理費	58,088	△215	57,873
4 諸支出金		2,291	68,236	70,527
	1 償還金及び還付加算金	456	19,855	20,311
	2 基金費	1,834	25,273	27,107
	3 繰出金	1	23,108	23,109
5 予備費		4,174	5,206	9,380
	1 予備費	4,174	5,206	9,380
補正されなかった款項にかかる分		2,683,209		2,683,209
歳出合計		2,768,649	73,227	2,841,876

歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1.総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	708,796	1,734	710,530
4 支払基金交付金	699,917	1,836	701,753
5 県支出金	404,870	1,749	406,619
7 繰入金	527,020	△215	526,805
8 繰越金	11	68,123	68,134
補正されなかった款項にかかる分	428,035		428,035
歳入合計	2,768,649	73,227	2,841,876

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	その他	一般財源
1 総務費	78,975	△215	78,760	国県支出金	地方債	その他
4 諸支出金	2,291	68,236	70,527			
5 予備費	4,174	5,206	9,380			
補正されなかった款項にかかる分	2,683,209		2,683,209			
歳出合計	2,768,649	73,227	2,841,876			73,227

1. 歳入

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	3	国庫支出金	千円 708,796	千円 1,734	千円 710,530		千円	千円
	1	国庫負担金	441,556	△1	441,555			
		1 介護給付費負担金	441,556	△1	441,555			
						2 過年度分	△10-1	
	2	国庫補助金	267,240	1,735	268,975			
		2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	13,363	△1	13,362			
						2 過年度分	△10-1	
		3 地域支援事業交付金（包括支援・任意事業）	18,768	1,737	20,505			
						2 過年度分	1,737	1,738-1
		4 地域支援事業交付金（社会保障充実分）	10,479	△1	10,478			
						2 過年度分	△10-1	

支払基金交付金

補正第 2号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	4	支払基金交付金	千円 699,917	千円 1,836	千円 701,753		千円	千円
	1	支払基金交付金	699,917	1,836	701,753			
		1 介護給付費交付金	685,485	1,837	687,322			
						2 過年度分	1,837	1,838-1
		2 地域支援事業支援交付金	14,432	△1	14,431			
						2 過年度分	△1	0-1
	5	県支出金	404,870	1,749	406,619			
	1	県負担金	383,564	△1	383,563			
		1 介護給付費負担金	383,564	△1	383,563			
						2 過年度分	△1	0-1
	2	県補助金	21,306	1,750	23,056			
		1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,682	883	7,565			

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
						区分	金額		
			千円	千円	千円	2 過年度分	883	884-1	千円
		2 地域支援事業交付金（包括支援・任意事業）	9,384	868	10,252				
						2 過年度分	868	869-1	
		3 地域支援事業交付金（社会保障充実分）	5,240	△1	5,239				
						2 過年度分	△1	0-1	
7		繰入金	527,020	△215	526,805				
	1	一般会計繰入金	458,184	△215	457,969				
		6 その他一般会計繰入金	78,823	△215	78,608				
						1 職員給与費等繰入金	△215	70, 719-70, 934	
8		繰越金	11	68,123	68,134				
	1	繰越金	11	68,123	68,134				
		1 繰越金	11	68,123	68,134				

[illegible]

2. 歳 出

総 務 費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の				
1		総務費	千円 78,975	千円 △215	千円 78,760	千円	千円	千円	千円 △215		千円	千円
	1	総務管理費	58,088	△215	57,873				△215			
		1 一般管理費	57,710	△215	57,495				△215			
										2 給料	△215	職員給
4		諸支出金	2,291	68,236	70,527				68,236			
	1	償還金及び還付加算金	456	19,855	20,311				19,855			
		2 償還金	5	19,742	19,747				19,742			
										22 償還金、利子及び割引料	19,742	介護給付費等負担金返還金 介護給付費交付金返還金 地域支援事業交付金返還金 地域支援事業交付金返還金 介護保険事業補助金返還金 13,292 △1 4,075 2,113 263
		3 第1号被保険者保険料還付金	450	113	563				113			
										22 償還金、利子及び割引料	113	保険料還付金

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特	財源			一般財源	区分		金額
							国県支出金	地方債	その他の				
	2	基金費	千円 1,834	千円 25,273	千円 27,107	千円	千円	千円	25,273		千円	千円	
		1 介護保険事業基金費	1,834	25,273	27,107				25,273				
										24 積立金	25,273	決算剰余金積立金	
	3	繰出金	1	23,108	23,109				23,108				
		1 一般会計繰出金	1	23,108	23,109				23,108				
										27 繰出金	23,108	一般会計繰出金	
5		予備費	4,174	5,206	9,380				5,206				
	1	予備費	4,174	5,206	9,380				5,206				
		1 予備費	4,174	5,206	9,380				5,206				
		歳出合計	2,768,649	73,227	2,841,876								
									73,227				

給 与 費 明 細 書

(介護保険事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補正後	人 9	千円 15,260	千円 11,494	千円 13,863	千円 8,344	千円 48,961		
補正前	9	15,260	11,709	13,863	8,344	49,176		
比較			△ 215			△ 215		
職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	管理職手当
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		11,159	787	94		1,823	
	比較		11,159	787	94		1,823	
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前							13,863
	比較							13,863

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 215	精算に伴う職員給料減		
職員手当				

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,245
補正前	6,317

(介護保険事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職員手当	計	共済費				
補正後	人 3	千円	千円 11,494	千円 7,241	千円 18,735	千円 4,067	千円 22,802			
補正前	3		11,709	7,241	18,950	4,067	23,017			
比較			△ 215		△ 215		△ 215			
職員手当 の内 訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前		5,109	215	94		1,823			
	比較		5,109	215	94		1,823			
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前								7,241	
	比較								7,241	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 215	精算に伴う職員給料減		
職員手当				

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,245
補正前	6,317

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	人 6	千円 15,260	千円	千円 6,622	千円 21,882	千円 26,159	
補正前	6	15,260		6,622	21,882	26,159	
比較							
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	地域手当
	補正後	千円	千円 6,050	千円 572	千円	千円	千円
	補正前		6,050	572			
	比較						
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前						6,622
	比較						6,622

議案第 100 号

令和8年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和8年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

第2条 令和8年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	285,773	3	285,776
第2項 営業外収益	39,757	3	39,760

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	326,677	△2,754	323,923
第2項 営業外費用	21,226	△2,754	18,472

（2） 簡易水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	120,422	△162	120,260
第2項 営業外収益	64,204	△162	64,042

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	132,188	△297	131,891
第2項 営業外費用	8,783	△297	8,486

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「96,323千円」を「92,373千円」に、過年度分損益勘定留保資金「75,383千円」を「71,433千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（1） 上水道の部

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	53,359	5	53,364
第5項 他会計繰入金	3,359	△249	3,110
第6項 出資金	0	254	254

支出

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	149,652	△4,028	145,624
第2項 企業債償還金	47,230	△4,028	43,202

(2) 簡易水道の部

収 入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1 2 2, 0 1 3	1 0 3	1 2 2, 1 1 6
第6項 出資金	8, 4 2 7	1 0 3	8, 5 3 0

支 出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1 4 2, 4 2 5	1 8 6	1 4 2, 6 1 1
第2項 企業債償還金	3 6, 1 7 1	1 8 6	3 6, 3 5 7

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

企業債償還金等を予算措置いたしたい。

令和 8年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額		補 正 額			計
	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	花園梁瀬簡易水道の部
(収 益 的 収 入)						
1 水 道 事 業 収 益	285,773	120,422	4,189	3 △	162	0
410,225						
(資 本 的 収 入)						
1 資 本 的 収 入	53,359	122,013	852	5	103	0
176,332						
収 入 合 計	339,132	242,435	5,041	8 △	59	0
586,557						
(収 益 的 支 出)						
1 水 道 事 業 費 用	326,677	132,188	6,204 △	2,754 △	297	0
462,018						
(資 本 的 支 出)						
1 資 本 的 支 出	149,652	142,425	1,554 △	4,028 △	186	0
289,789						
支 出 合 計	476,329	274,613	7,758 △	6,782 △	111	0
751,807						
収 支 差 引	△ 137,197	△ 32,178	△ 2,717	6,790	52	0 △
165,250						

令和8年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収 益 的 収 入)			
1 水道事業収益	285,773	3	285,776
(資 本 的 収 入)			
1 資本的収入	53,359	5	53,364
収 入 合 計	339,132	8	339,140

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 そ の 他	
(収 益 的 支 出)						
1 水道事業費用	326,677	△ 2,754	323,923		3	△ 2,757
(資 本 的 支 出)						
1 資本的支出	149,652	△ 4,028	145,624		5	△ 4,033
支 出 合 計	476,329	△ 6,782	469,547		8	△ 6,790

2. 収 入 (収益的収入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	水道事業収益	千円 285,773	千円 3	千円 285,776		千円	千円
2	営業外収益	39,757	3	39,760			
	3 繰入金	380	3	383			
					1 一般会計 繰入金	3	企業債償還利息繰入金 1 5 3 - 1 5 0
	収入合計	285,773	3	285,776			

3. 支 出 (収益的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
													千円
1		水道事業費 用	千円 326,677	千円 2,754 △	千円 323,923	千円	千円	千円 3 △	千円 2,757		千円	千円	
	2	営業外費用	21,226	2,754 △	18,472			3 △	2,757				
		1 支払利息	11,196	2,754 △	8,442			3 △	2,757	1 企業債利息	△	2,754	企業債償還利息
		支出合計	326,677	2,754 △	323,923			3 △	2,757				

4. 収 入 (資本的収入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	資本的収入	千円 53,359	千円 5	千円 53,364		千円	千円
5	他会計繰入金	3,359	△ 249	3,110			
	2 他会計負担金	3,359	△ 249	3,110			
					1 他会計負担金	△ 249	企業償還元金繰入金 1, 1 1 0 - 1, 3 5 9
6	出資金	0	254	254			
	1 出資金	0	254	254			
					1 出資金	254	一般会計出資金 2 5 4 - 0
	収入合計	53,359	5	53,364			

5. 支 出 (資本的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の				
1		資本的支出	千円 149,652	千円 4,028 △	千円 145,624	千円		千円 5 △	千円 4,033		千円	千円
	2	企業債償還金	47,230	4,028 △	43,202			5 △	4,033			
		1 企業債償還金	47,230	4,028 △	43,202			5 △	4,033			
										1 元金償還金	△ 4,028	企業債償還元金
		支出合計	149,652	4,028 △	145,624			5 △	4,033			

令和8年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 水道事業収益	120,422	△ 162	120,260
(資本的収入)			
1 資本的収入	122,013	103	122,116
収入合計	242,435	△ 59	242,376

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 水道事業費用	132,188	△ 297	131,891			△ 162
(資本的支出)						
1 資本的支出	142,425	186	142,611			103
支出合計	274,613	△ 111	274,502			△ 59
						△ 135
						83
						△ 52

3. 支 出 (収益的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の				
1		水道事業費用	千円 132,188	千円 297	千円 131,891	千円	△	千円 162	千円 135		千円	千円
	2	営業外費用	8,783	297	8,486		△	162	135			
		1 支払利息	6,763	297	6,466		△	162	135	1 企業債利息	297	企業債償還利息
		支出合計	132,188	△ 297	131,891		△	162	135			

4. 收入 (資本的收入)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分金額		
1	6	資本的収入	千円 122, 013	千円 103	千円 122, 116		千円		千円
		出資金	8, 427	103	8, 530				
		1 出資金	8, 427	103	8, 530				
						1 出資金	103	一般会計出資金 8, 530－8, 427	
		収入合計	122, 013	103	122, 116				

5. 支 出 (資本的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他の				
1		資本的支出	千円 142,425	千円 186	千円 142,611	千円	千円	千円	83		千円	千円
	2	企業債償還金	36,171	186	36,357			103	83			
		1 企業債償還金	36,171	186	36,357			103	83			
									1 元金償還金	186	企業債償還元金	
		支出合計	142,425	186	142,611			103	83			

議案第 101 号

令和8年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和8年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

第2条 令和8年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	下水道事業収益	437,227	△318
第1項	営業収益	153,672	△59
第2項	営業外収益	283,554	△259
支 出		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	下水道事業費用	459,541	10,167
第1項	営業費用	425,861	10
第2項	営業外費用	33,430	10,157

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「97,494千円」を「96,278千円」に、当年度分損益勘定留保資金「88,134千円」を「86,918千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	資本的収入	259,007	146
第4項	他会計出資金	32,983	146
支 出		(単位：千円)	
款	項	既決予定額	補正予定額
第1款	資本的支出	356,501	△1,070
第2項	企業債償還金	253,529	△1,070

令和8年8月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

一般会計繰出金の増額及び企業債償還金の減額等を予算措置いたしたい。

令和 8年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額	補 正 額	計
(収 益 の 収 入)			
1 下 水 道 事 業 収 益	437, 227 △	318	436, 909
(資 本 の 収 入)			
1 資 本 の 収 入	259, 007	146	259, 153
収 入 合 計	696, 234 △	172	696, 062
(収 益 の 支 出)			
1 下 水 道 事 業 費 用	459, 541	10, 167	469, 708
(資 本 の 支 出)			
1 資 本 の 支 出	356, 501 △	1, 070	355, 431
支 出 合 計	816, 042	9, 097	825, 139
収 支 差 引	△ 119, 808	9, 269 △	129, 077

令和8年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括 (収入)

(単位: 千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計
(収益的収入)			
1 下水道事業収益	437,227	△ 318	436,909
(資本的収入)			
1 資本的収入	259,007	146	259,153
収入合計	696,234	△ 172	696,062

1. 総括 (支出)

(単位: 千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 下水道事業費用	459,541	10,167	469,708			10,167
(資本的支出)						
1 資本的支出	356,501	△ 1,070	355,431			△ 1,070
支出合計	816,042	9,097	825,139			9,097

2. 収 入 (収益的収入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	下水道事業収 益	千円 437,227 △	千円 318	千円 436,909		千円	千円
	1 営業収益	153,672 △	59	153,613			
	2 雨水処理負担 金	29,352 △	59	29,293			
					1 雨水処理 負担金	△ 59	雨水処理負担金
2	営業外収益	283,554 △	259	283,295			
	2 他会計補助金	130,765 △	259	130,506			
					1 一般会計 補助金	△ 259	一般会計繰入金
	収入合計	437,227 △	318	436,909			

3. 支 出 (収益的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
						特定財源			一般財源	区分	金額			
						国県支出金	地方債	その他						
													千円	千円
1		下水道事業費用	千円 459,541	千円 10,167	千円 469,708	千円	千円	千円	10,167	千円		千円		
	1	営業費用	425,861	10	425,871				10					
		2	総係費	47,114	10	47,124				10				
	2	営業外費用	33,430	10,157	43,587					10,157				
		1	支払利息及び企業債取扱諸費	30,174	896	31,070				896				
		4	他会計繰出金	0	9,261	9,261			9,261		1	企業債利息	企業債利息	
											1	一般会計繰出金	一般会計繰出金	
		支出合計	459,541	10,167	469,708				10,167					

4. 收入 (資本的收入)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	資本的收入	千円 259, 007	千円 146	千円 259, 153		千円	千円
	他会計出資金	32, 983	146	33, 129			
	1 他会計出資金	32, 983	146	33, 129			
				1 一般会計 出資金	146	一般会計出資金	
	収入合計	259, 007	146	259, 153			

5. 支 出 (資本的支出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
1		資本的支出	千円 356,501	千円 1,070 △	千円 355,431			千円 △ 1,070			千円	
	2	企業債償還金	253,529	1,070 △	252,459			△ 1,070				
		1 企業債償還金	253,529	1,070 △	252,459			△ 1,070				
									1 企業債償還金	△ 1,070		
		支出合計	356,501	△ 1,070	355,431			△ 1,070				

給 与 費 明 細 書
(下水道事業)

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 給	料 手 当	計		
補正後								
損益勘定支弁職員	6	4 (0)	46	17,454	11,969	29,469	6,835	36,304
資本勘定支弁職員								
合 計	6	4 (0)	46	17,454	11,969	29,469	6,835	36,304
補正前								
損益勘定支弁職員	6	4 (0)	46	17,454	11,959	29,459	6,835	36,294
資本勘定支弁職員								
合 計	6	4 (0)	46	17,454	11,959	29,459	6,835	36,294
比 較					10	10		10
損益勘定支弁職員								
資本勘定支弁職員								
合 計					10	10		10

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期未勤勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休日勤務手当	管理職手当	地 域 手 当
	補正後	900	7,726	307		1,944		480	
	補正前	900	7,716	307		1,944		480	
	比 較		10						
	区 分	徴 収 手 当	管理職員 特別勤務手当	児 童 手 当				合 計	
	補正後		12	600				11,969	
	補正前		12	600				11,959	
	比 較							10	

職員 1 人当たり給与費の状況（特別職、会計年度任用職員を除く）

区分	1 人当たり給与費（千円）
補正後	8,456
補正前	8,453

※（ ）内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

(下水道事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計
補正後		6	3 (0)	46	14,615	10,753	31,448
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計		6	3 (0)	46	14,615	10,753	31,448
補正前		6	3 (0)	46	14,615	10,743	31,438
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計		6	3 (0)	46	14,615	10,743	31,438
損益勘定支弁職員							
資本勘定支弁職員							
合 計						10	10

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休日勤務手当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
	補正後	900	6,575	266		1,920		480	
	補正前	900	6,565	266		1,920		480	
	比 較		10						
	区 分	徴 収 手 当	管理職員 特別勤務手当	児 童 手 当					合 計
	補正後		12	600					10,753
	補正前		12	600					10,743
	比 較								10

職員 1 人当たり給与費の状況（特別職を除く）

区分	1 人当たり給与費（千円）
補正後	8,456
補正前	8,453

(下水道事業)

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 給	手 料	手 当	計	
補正後		1 (0)		2,839		1,216	4,055	4,856
	損益勘定支弁職員						801	
	資本勘定支弁職員							
補正前		1 (0)		2,839		1,216	4,055	4,856
	損益勘定支弁職員	1 (0)		2,839		1,216	801	4,856
	資本勘定支弁職員							
比較		1 (0)		2,839		1,216	4,055	4,856
	損益勘定支弁職員							
	資本勘定支弁職員							

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期未勤勉手当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
手当の内訳	補正後		1,151	41			24		
	補正前		1,151	41			24		
	比 較								
	区 分	徴 収 手 当	管理職員特別勤務手当	児 董 手 当					合 計
	補正後								1,216
	補正前								1,216
	比 較								

